幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例

改 正 条 例

○幕別町国民健康保険税条例

(昭和28年4月18日 条例第19号)

第1条 略

(課税額)

第2条 略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合においては、基礎課税額は、51万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、16万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、14万円とする。

第3条~第25条 略

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して

○幕別町国民健康保険税条例

(昭和28年4月18日 条例第19号)

第1条 叫 (課税額)

第2条 略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合においては、基礎課税額は、52万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、17万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条~第25条 略

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する 国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して

現 行 条 例

得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア〜カ略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜カ 略

第26条の2~第30条 略

附則

1~10 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法<u>附則第35条の2第6項の株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法<u>附</u>則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法<u>附則第35条の2第6項</u>に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法<u>附則第35条の2第6項</u>に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における 前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」と

改 正 条 例

得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 瞬
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき260,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア〜カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき470,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ略

第26条の2~第30条 略

附則

1~10 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法<u>附則第35条の2第5項の一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法<u>附則第35条の2第5項</u>に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法<u>附則第35条の2第5項</u>に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法<u>附則第35条の2第5項</u>に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有 する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用について

現 行 条 例

あるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の 規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

<u>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算に係る国民健康保険税の課税の特</u>例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康 保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則

改 正 条 例

は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

現 行 条 例

改 正 条 例

第11項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」 とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規 定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における 前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるの は「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 ₽

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 B

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 瞬

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

現 行 条 例	改正条例
平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例 21 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第9項(附則第10項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第9項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例) 18 略